

福島経営者協会/労務委員会 主催

『改正労働者派遣法のポイントと対応策』研修会

- ◇ 日 時 平成28年3月9日(水) 午後2時～午後4時
- ◇ 会 場 福島市市民活動サポートセンター会議室「A1・2」
福島市大町4-15 チェンバおおまち3階 電話:024(526)4533
- ◇ 参加料 会 員 無 料 非会員 5,000円
- ◇ 定 員 30名 ※ 定員になり次第締め切ります。
- ◇ 講 師 弁護士法人ブレインハート法律事務所 菅野晴隆 弁護士

昨年、9月11日に改正労働者派遣法が成立し、同月30日に施行されました。同改正法は、①特定労働者派遣事業の許可制への移行、②期間制限のあり方の見直し、③派遣労働者のキャリアアップ推進の強化等の措置を内容としております。このうち期間制限については、これまでの業務に着目した制限から、有期雇用派遣労働者に関する派遣先事業所単位・個人単位の期間制限に変更されるなど、抜本的な改正内容となっております。また、昨年10月1日から、期間制限に違反した場合等には、「労働契約申込みみなし制度」が適用されることになりました。派遣先業には、こうした改正法の内容や「みなし制度」を踏まえた適切な対応が求められます。

そこで本研修会では、経営法曹会議所属の顧問弁護士である菅野晴隆先生から、裁判例も踏まえながら、改正労働者派遣法のポイントや実務上の留意点及び適切な対応策などについて解説いただきます。皆様のご参加をお待ち致しております。

【 研 修 内 容 】

第1 労働者派遣法制定及び改正の経緯	3 派遣期間制度の見直し
1 昭和60年労働者派遣法制定	4 派遣元における雇用安定措置
2 平成8年改正から平成15年改正まで	5 派遣労働者の処遇改善
3 平成24年改正	6 キャリアアップ措置
4 平成27年改正	第3 改正労働者派遣法への対応策
第2 改正労働者派遣法のポイント	1 当面の課題
1 改正労働者派遣法の概要	2 派遣期間制限に関する経過措置を利用した場合のリスクの検討
2 労働者派遣事業の許可制への一本化	

【参加申込】 申込書に必要事項をご記入の上、FAXにて**3月1日(火)迄**にお申込み下さい。※申込先着順になります。参加証は発行致しません。

【問合せ先】 福島経営者協会 〒960-8041 福島市大町4-15 チェンバおおまち4階
電話：024(521)3350 FAX：024(521)3420

※ お預かりした個人情報については、安全かつ適正に管理させていただきます。

<p>【会場案内図】</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・JR福島駅より徒歩10分 ・駐車場はありませんので、最寄りの駐車場をご利用下さい。
-----------------------	--	---

【事前質問】 講師に質問したい内容をご記入ください。

(必要事項をご記入の上、切り取らずこのままFAXでお送り下さい)

「改正労働者派遣法のポイントと対応策」研修会

参加申込書

平成 年 月 日

福島経営者協会 行

会社名 _____ 業種 _____ 従業員数 _____ 名

所在地 〒 _____ TEL _____

氏名	役職名	氏名	役職名

申込責任者 所属部課・役職名 _____ 氏名 _____

024-521-3420
FAX